

令和 8 年

第 3 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

第3回石川町議会定例会提出議案

報告第 1 号	令和7年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 2 号	令和7年度石川町水道事業会計予算繰越計算書について	3
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度石川町一般会計補正予算―第9号)	4
議案第35号	石川町税条例の一部を改正する条例	5
議案第36号	石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	48
議案第37号	令和8年度石川町一般会計補正予算(第1号)	71
議案第38号	令和8年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	71
議案第39号	道の駅整備事業調整池改修工事請負変更契約の締結について	72
議案第40号	道の駅整備事業道路改修工事請負変更契約の締結について	73
議案第41号	石川町立小・中学校用タブレット端末等購入契約の 締結について	74

報告第 1 号

令和 7 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度石川町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 7 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
2	1	生活支援商品券 発行事業	円 214,266,000	円 34,266,000	円	円 34,266,000	円	円	円
2	1	普通財産管理経 費（放置車両撤 去事業）	円 777,000	円 777,000					円 777,000
2	1	自治センター施 設改善事業（母 畑自治センター 施設整備事業）	円 19,101,000	円 12,611,000			円 10,700,000		円 1,911,000
2	3	戸籍及び住民基 本台帳システム 改修事業	円 1,848,000	円 1,848,000		円 1,848,000			
3	2	物価高対応子育 て応援手当支給 事業	円 39,774,000	円 3,604,000		円 3,604,000			
3	2	保育所施設管理 経費（旧野木沢 保育所解体工 事）	円 30,000,000	円 9,460,000			円 8,500,000		円 960,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
6	1	道の駅整備事業	円 1,270,557,000	円 837,577,000	円	円 600,460,000	円 219,300,000	円	円 17,817,000
6	1	農業費 農業基盤整備事業（沢井地区換地計画委託業務）	19,900,000	12,813,000		12,813,000			
8	2	道路維持補修事業	87,114,000	16,555,000		3,640,000	12,800,000		115,000
8	2	橋りょう維持補修事業	25,597,000	11,000,000		5,720,000	4,200,000		1,080,000
8	2	道路新設改良事業	327,132,000	197,644,000		7,388,000	188,900,000		1,356,000
9	1	消防施設整備事業	3,760,000	3,760,000			800,000		2,960,000
9	1	災害対策経費（避難所環境整備事業）	28,897,000	28,897,000		14,448,000			14,449,000
10	2	小学校給食運営経費（小学校給食運搬用昇降機修繕）	2,200,000	2,200,000					2,200,000
10	2	小学校施設管理経費（旧野木沢小学校プール解体工事）	20,000,000	8,690,000			7,800,000		890,000
10	4	歴史民俗資料館施設管理経費（図書閲覧室整備事業）	3,300,000	3,300,000					3,300,000

報告第 2 号

令和 7 年度石川町水道事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度石川町水道事業会計予算のうち、繰越額に係る経費を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

令和 7 年度石川町水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	資本剰余金	利益剰余金	地方公営企業債	他会計繰入金			
1	資本的支出	配水管 7 管第 7 号工事	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	当該事業に係る配水管布設工事について令和 7 年度内に支払義務が生じなかったため
			15,000,000	12,622,500	12,622,500	12,622,500	0	0	0	0	0	0	
		配水管 7 管第 8 号工事											当該事業に係る配水管布設工事について令和 7 年度内に支払義務が生じなかったため
			33,000,000	26,400,000	26,400,000	26,400,000	0	0	0	0	0	0	

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、「令和 7 年度石川町一般会計補正予算（第 9 号）」を別冊のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 23 日

石川町長 首 藤 剛 太 郎

提案理由

農業基盤整備事業（沢井地区換地計画委託業務）及び道の駅整備事業について、繰越明許費の追加及び変更を行ったため。

議案第 35 号

石川町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町税条例の一部を改正する条例

石川町税条例（昭和 30 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（納税証明事項） 第 18 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割____を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の	（納税証明事項） 第 18 条の 3 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5（第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 48 条第 1 項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の

現行	改正案
7, 第67条, <u>第81条の6第1項</u>, 第83条第2項, 第98条第1項若しくは第2項, 第102条第2項, 第105条, 第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し, 又は納入金を納入する場合には, 当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは, その延長された納期限とする。以下第1号, 第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ, 第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については, 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し, 又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>, 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>, 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で, その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特	7, 第67条_____, 第83条第2項, 第98条第1項若しくは第2項, 第102条第2項, 第105条, 第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し, 又は納入金を納入する場合には, 当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは, その延長された納期限とする。以下第1号, 第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ, 第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については, 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し, 又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で, その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特

現行	改正案
年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。), 法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。 2～10 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは, 当該申告書の提出の際	年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。), 法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。 2～10 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは, 当該申告書の提出の際

現行	改正案
に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u>）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

現行	改正案
第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 当該公的年金等支払者の名称</u> <u>（2） 特定配偶者の氏名</u> <u>（3） 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>（4） その他施行規則で定める事項</u>	第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> <u>（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける</u>

現行	改正案
(追加) 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定に	<u>第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公的年金等支払者の名称 (2) 公的年金等受給者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨 (3) 特定配偶者の氏名 (4) 扶養親族又は特定親族の氏名 (5) その他施行規則で定める事項 3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出

現行	改正案
<u>よる申告書を提出することができる。</u> (追加) <u>3</u> (略) <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における第<u>3</u>項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u> </u>にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2</u> 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取	<u>する </u>ことができる。 <u>4</u> (略) <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第<u>4</u>項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円<u> </u>，償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> (削除)

現行	改正案
<u>得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割</u><u>を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に</u><u>課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者と</u>	<u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> (削除)

現行	改正案
<u>みなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 10分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 10分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付し</u>	(削除) 第81条の3から第81条の8まで 削除

現行	改正案
<u>なければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u> <u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u> <u>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>（種別割の税率）</u> 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割____の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（3） （略） <u>（種別割____の賦課期日及び納期）</u> 第83条 種別割____の賦課期日は、4月1	<u>（軽自動車税の税率）</u> 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（3） （略） <u>（軽自動車税の賦課期日及び納期）</u> 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1

現行	改正案
日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施	日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施

現行	改正案
行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 (略) (種別割____に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略) (種別割____の減免) 第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。 2 前項の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、ただちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割____の減免) 第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限まで	行規則第33号の4様式____による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 (略) (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略) (軽自動車税の減免) 第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに____その旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限まで

現行	改正案
に、町長に対して身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 （１）～（６） （略） ３ （略） ４ 第１項第２号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わる	に、町長に対して身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 （１）～（６） （略） ３ （略） ４ 第１項第２号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わる

現行	改正案
と認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割____の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車、小型特殊自動車及び軽自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割____を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し	と認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車、小型特殊自動車及び軽自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し

現行	改正案
て種別割_____が課されることとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 ８・９ （略） 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条 平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 <u>（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> 第７条の３ <u>平成２０年度から平成２８年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成１１年から平成１８年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第５条の４第６項に規定するところにより控除すべき額（第３項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除</u>	て軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から１５日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 ８・９ （略） 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条 平成３０年度以降_____の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （削除）

現行	改正案
する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。 3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。	
第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額か	<u>（個人町民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）には_____，法附則第5条の4第5項_____（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額か

現行	改正案
ら控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法<u>附則第5条の6第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（そ	ら控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項</u>又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（そ

現行	改正案
の提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 （略） 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____	の提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項_____及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 （略） 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項<u>（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>

現行	改正案
に規定するところにより控除すべき額を、 第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2・3～9 (略) 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 17 (略) 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する町の条	に規定するところにより控除すべき額を、 第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2・3～9 (略) 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。 17 (略) (削除) (削除)

現行	改正案
<u>例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 法附則第15条第28項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>22 法附則第15条第32項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>23 法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>24 (略)</u> <u>25 法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は6分の1とする。</u> <u>26 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>27 (略)</u> <u>28 (略)</u> (追加) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～7 (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居	(削除) <u>18 法附則第15条第27項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>19 法附則第15条第31項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>20 法附則第15項第35項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 (略)</u> <u>22 法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は6分の1とする。</u> <u>23 法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>24 (略)</u> <u>25 (略)</u> <u>26 空欄</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～7 (略) 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居

現行	改正案
住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を	住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を

現行	改正案
受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第12条第31項</u> に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第12条第32項</u> に規定する補助金等
(6) (略)	(6) (略)
13・14 (略)	13・14 (略)
15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する</u>	16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加し</u>

現行	改正案
<u>実演芸術の公演の用に供する施設である</u> _____ _____ _____旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別 _____ _____ (4)～(6) (略) _____ <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定によ</u>	<u>た事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) (略) (削除)

現行	改正案
<u>り賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第15条の4 第81条の6の規定による申</u>	<u>第15条の3から第15条の6まで 削除</u>

現行	改正案
<u>告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> <u>第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u> <u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> <u>車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第8	（軽自動車税_____の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>道路運送車両法第60第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第8

現行	改正案
2条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日</u>から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が<u>令和4年4月1日から令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。	2条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u> </u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項<u> </u>において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日</u>から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税<u> </u>に限り、同条第2号ア（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 (削除)

現行	改正案
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 (略)	(軽自動車税_____の賦課徴収の特例) 第16条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 (略)

現行	改正案
2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)	2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)
第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条	第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条

現行	改正案
の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の４第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) (略) ４ (略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第１７条 (略) ２ (略) ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) (略) (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１７条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項、<u>附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の	の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項<u>及び附則第７条の３第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の４第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (３)～(５) (略) ４ (略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第１７条 (略) ２ (略) ３ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (１) (略) (２) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項<u>及び附則第７条の３第１項</u>の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１７条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項<u>及び附則第７条の３第１項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

現行	改正案
額及び附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に	額及び附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ～ (5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 11 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 11 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 6 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に

現行	改正案
係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。	係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。
3 (略)	3 (略)
(追加)	<u>4 第1項</u>（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土地災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）
第18条 (略)	第18条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第34条の6から第34条の8ま	(2) 第34条の6から第34条の8ま

現行	改正案
得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)	得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略)
<u>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例)</u>	(削除)
<u>第19条の3 町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」</u>	

現行	改正案
<u>という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した石川町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> <u>(追加)</u>	<u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例)</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額</u> <u>(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)</u>に対し、 <u>特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額</u> <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>

現行	改正案
	<u>(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第5条の規定の適用について</u>

現行	改正案
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に	<u>は、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得金額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u> <u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項</u><u>及び附則第7条の3第1項</u> <u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に

現行	改正案
定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則	定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

第2条 この条例による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定によ

り同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する 法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 第 1 項に規定する利 便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法及び関係法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第 36 号

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石川町国民健康保険税条例（昭和 32 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。） _____	（課税額） 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、_____介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 6</u>

現行	改正案
_____の納付に 要する費用に充てる部分を除く。)に充 てるための国民健康保険税の課税額をい う。以下同じ。) (2)・(3) (略) (追加) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前 条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯 に属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額並びに被保険者均等割額及 び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合に おいては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とす る。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税 額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。)及びその世帯に属する_____ 被保険者につき算定した所得割額並びに 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が26万 円を超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) (追加)	<u>5号)の規定による子ども・子育て支援 納付金(以下この条において「子ども・ 子育て支援納付金」という。)の納付に 要する費用に充てる部分を除く。)に充 てるための国民健康保険税の課税額をい う。以下同じ。)</u> (2)・(3) (略) <u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税 額(国民健康保険税のうち、国民健康保 険事業費納付金の納付に要する費用(県 の国民健康保険に関する特別会計におい て負担する子ども・子育て支援納付金の 納付に要する費用に充てる部分に限 る。)に充てるための国民健康保険税の 課税額をいう。以下同じ。)</u> 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前 条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯 に属する国民健康保険の被保険者につき算 定した所得割額並びに被保険者均等割額及 び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合に おいては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とす る。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税 額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険 の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が26万 円を超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) <u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付 金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主 を除く。)及びその世帯に属する国民健康 保険の被保険者につき算定した所得割額並 びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>

現行	改正案
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法</u> (昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.98</u>を乗じて算定する。	<u>の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u> (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u> _____ _____第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.87</u>を乗じて算定する。
2 (略)	2 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,300円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,700円</u>とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定に	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定に

現行	改正案
より被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>16,000円</u> (2) 特定世帯 <u>8,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>12,000円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額に<u>100分の2.23</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	より被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>16,400円</u> (2) 特定世帯 <u>8,200円</u> (3) 特定継続世帯 <u>12,300円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額に<u>100分の1.85</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

現行	改正案
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 0 0 0 円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 0 0 0 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4, 5 0 0 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0 分の 1. 9 1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9, 6 0 0 円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、一世帯について<u>4, 9 0 0 円</u>とする。 (追加) (追加)	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 2 0 0 円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 1 0 0 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4, 6 5 0 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0 分の 1. 4 1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1 0, 6 0 0 円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、一世帯について<u>5, 2 0 0 円</u>とする。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第9条の4 <u>第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に1 0 0 分の 0. 3 0を乗じて算定する。</u> <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第9条の5 <u>第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1, 3 0 0 円とする。</u>

現行	改正案
(追加)	<u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> <u>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u>
(追加)	<u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u> <u>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u> <u>(2) 特定世帯 400円</u> <u>(3) 特定継続世帯 600円</u>
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、<u>2.6万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円） _____ _____ _____ _____の合算額とする。	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.7万円</u>を超える場合には、<u>6.7万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、<u>2.6万円</u>）、_____同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）<u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）</u>の合算額とする。

現行	改正案
(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>17,010円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる	(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>17,990円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる

現行	改正案
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,400円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,370円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,720円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,430円</u> (追加) (追加)	世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,480円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,740円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,610円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,790円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,340円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,170円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,255円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,420円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,640円</u> キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 910円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を</u>

現行	改正案
(追加)	<u>除く。)</u> 1人について <u>70円</u>
(追加)	<u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>
(追加)	<u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円</u>
(追加)	<u>(イ) 特定世帯 280円</u>
(追加)	<u>(ウ) 特定継続世帯 420円</u>
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>31万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,150円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,850円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,000円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u>
(イ) 特定世帯 <u>4,000円</u>	(イ) 特定世帯 <u>4,100円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>6,000円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>6,150円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定

現行	改正案
する世帯主を除く。) 1人について <u>4, 550円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>3, 000円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 250円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。) 1人について <u>4, 800 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯 別平等割額 1世帯について <u>2, 4 50円</u> (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	する世帯主を除く。) 1人について <u>4, 850円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>3, 100円</u> (イ) 特定世帯 <u>1, 550円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2, 325円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。) 1人について <u>5, 300 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯 別平等割額 1世帯について <u>2, 6 00円</u> キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ど も・子育て支援納付金課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人につ いて 650円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・ 子育て支援納付金課税額の18歳以上 被保険者均等割額 18歳以上被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。) 1人について 50円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ど も・子育て支援納付金課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 400円</u> <u>(イ) 特定世帯 200円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 300円</u>

現行	改正案
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,860円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,400円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,820円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u>	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,140円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,280円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,640円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,460円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,940円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,240円</u> (イ) 特定世帯 <u>620円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>930円</u>

現行	改正案
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1, 920</u> 円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>980</u> 円 (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それ	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2, 120</u> 円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 040</u> 円 キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 260 円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20 円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160 円</u> <u>(イ) 特定世帯 80 円</u> <u>(ウ) 特定継続世帯 120 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

現行	改正案
それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,645円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,075円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,150円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,365円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,275円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,550円</u> (追加)	それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,855円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,425円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,280円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,850円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,455円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,425円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,880円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,850円</u> (3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>195円</u> イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>325円</u> ウ 前項第3号キに規定する金額を減額

現行	改正案
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額_____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額_____）は、当該所得割額及び被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （2）～（6） （略） （追加）	<u>した世帯 520円</u> <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円</u> 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （2）～（6） （略） <u>（7） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>

現行	改正案
(追加)	<u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>
(追加)	<u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>
(追加)	<u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u>

現行	改正案
附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34	附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34

現行	改正案
条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得	条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得

現行	改正案
等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第	等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第

現行	改正案
2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 3 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号) 第 8 条第 2	2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 3 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、<u>第 9 条の 4</u>及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号) 第 8 条第 2

現行	改正案
項に規定する特例適用利子等，同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から，同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と，第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条_____及び第23条第1	項に規定する特例適用利子等，同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条，<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から，同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と，第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条，<u>第9条の4</u>及び第23条第1

現行	改正案
項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の	項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から、同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の

現行	改正案
2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条_____及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所	2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、<u>第 9 条の 4</u> 及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所

現行	改正案
得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石川町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴う課税限度額及び軽減判定額の改正、子ども・子育て支援法等の改正に伴う「子ども・子育て支援納付金」の追加、併せて、課税税率等を改正するため。

議案第 37 号

令和 8 年度石川町一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 38 号

令和 8 年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 39 号

道の駅整備事業調整池改修工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

道の駅整備事業調整池改修工事請負変更契約の締結について

次のとおり道の駅整備事業調整池改修工事請負変更契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 道の駅整備事業調整池改修工事 |
| 2 工事の場所 | 石川町字大橋地内ほか |
| 3 契約金額 | 変更前 122,705,000円
変更後 125,609,000円
(2,904,000円の増) |
| 4 契約の相手方 | 福島県石川郡石川町字当町128番地の1
藤田建設工業株式会社 石川営業所
所長 藤田 昇 |
| 5 変更の理由 | 残土処理工や仮設工等の変更により、工事費が増加したため。 |

議案第40号

道の駅整備事業道路改修工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

道の駅整備事業道路改修工事請負変更契約の締結について

次のとおり道の駅整備事業道路改修工事請負変更契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 道の駅整備事業道路改修工事 |
| 2 工事の場所 | 石川町字塩ノ平地内ほか |
| 3 契約金額 | 変更前 63,043,200円
変更後 87,153,000円
(24,109,800円の増) |
| 4 契約の相手方 | 福島県須賀川市塚田151番地
松本建設工業株式会社
代表取締役 松本 新太郎 |
| 5 変更の理由 | 残土処理工や資材単価の高騰等により、工事費が増加したため。 |

議案第 4 1 号

石川町立小・中学校用タブレット端末等購入契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町立小・中学校用タブレット端末等購入契約の締結について

次のとおり石川町立小・中学校用タブレット端末等購入契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 石川町立小・中学校用タブレット端末等購入契約 |
| 2 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 4 5 , 5 4 9 , 9 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 福島県郡山市堤下町 1 3 番 8 号
株式会社 エフコム
代表取締役社長 斎藤 正弘 |

